

吉田町教育委員会事務局組織規則の新旧対照表

改正後		現行	
別表 (第6条関係)		別表 (第6条関係)	
課及び部門	分掌事務	課及び部門	分掌事務
学校教育課 教育総務部門	(1)~(19) 略	学校教育課 教育総務部門	(1)~(19) 略
学校教育課 教育振興部門	(1)~(3) 略 (4) 学校の教育課程、 <u>学習指導等</u> に関すること。 (5)~(12) 略	学校教育課 教育振興部門	(1)~(3) 略 (4) 学校の教育課程及び <u>学習指導等</u> に関すること。 (5)~(12) 略
生涯学習課 社会教育部門	(1) 略 (2) 社会教育及び文化事業の企画及び <u>運営</u> に関すること。 (3)~(12) 略	生涯学習課 社会教育部門	(1) 略 (2) 社会教育及び文化事業の企画、 <u>運営</u> に関すること。 (3)~(12) 略
生涯学習課 スポーツ振興部門	(1) <u>スポーツ</u> 及びレクリエーションの企画及び調整に関すること。 (2) <u>スポーツ</u> 及びレクリエーション活動の育成指導に関すること。 (3) <u>スポーツ</u> による健康づくりの推進に関すること。 (4) <u>スポーツ</u> 推進委員に関すること。 (5) 社会体育諸団体の育成指導に関すること。 (6) 社会体育施設の設置に関すること。 (7) 総合体育館、学習ホール、吉田町体育センター及び中央コミュニティ広場テニスコートの管理及び運営に関する	生涯学習課 スポーツ振興部門	(1) 町民体育及びレクリエーションの企画及び調整に関すること。 (2) 町民体育及びレクリエーション活動の育成指導に関すること。 (3) <u>スポーツ</u> 推進委員に関すること。 (4) 社会体育諸団体の育成指導に関すること。 (5) 社会体育施設の設置に関すること。 (6) 総合体育館、学習ホール、吉田町体育センター及び中央コミュニティ広場テニスコートの管理及び運営に関する

<p>生涯学習課 図書館部門</p>	<p>ること。 (8) 前号以外の社会体育施設の管理及び運営に関するこ と。 (9) その他社会体育の推進に関すること。</p>
<p>生涯学習課 図書館部門</p>	<p>略</p>
<p><u>附 則</u> この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>	

<p>生涯学習課 図書館部門</p>	<p>ること。 (7) 前号以外の社会体育施設の管理及び運営に関するこ と。 (8) その他社会体育の推進に関すること。</p>
<p>生涯学習課 図書館部門</p>	<p>略</p>